

令和6年度豊川市一般廃棄物処理実施計画

1 一般廃棄物（ごみ）

(1) 用語の定義

本計画における主な用語の意義は、次の各号に定めるとおりとする。

ア 指定ごみ袋

一般家庭からのごみの排出に用いるための袋で、豊川市指定ごみ袋製造登録要領第4条の規定により本市の登録台帳に登録された者が同要領第2条に定める規格により製造し、販売した可燃ごみ用（赤色透明 800mm×650mm 以下）及び不燃ごみ用（無色透明 700mm×500mm 以下）の袋をいう。

イ 資源

一般廃棄物のうち、再び使用し、又は原料等として利用可能なもので、金属・カン類、ビン類、紙類、古着・タオル類、ペットボトル、白色トレイ及び廃食用油のいずれかに該当するものをいう。

ウ 粗大ごみ

指定ごみ袋に封入できない大きさのものであって、家電リサイクル対象品目及び本計画1の(6)「適正処理困難物」以外のものをいう。

エ 家電リサイクル対象品目

特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号。以下「家電リサイクル法」という。）第2条第4項及び特定家庭用機器再商品化法施行令（平成10年政令第378号）第1条各号に規定する機械器具をいう。

オ 小型家電製品

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号。以下「小型家電リサイクル法」という。）第2条第1項及び使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行令（平成25年政令第45号）第1条各号（ただし、第6号に掲げるパーソナルコンピュータを除く。）に規定する電気機械器具をいう。

カ 家庭ごみ

一般家庭の日常生活に伴って排出される可燃ごみ、不燃ごみ、危険ごみ、資源、粗大ごみ及び家電リサイクル対象品目を総称したものをいう。

キ 事業系ごみ

事業活動に伴って排出されるごみのうち、産業廃棄物以外のごみをいう。

ク 集積場（ステーション）

市民が家庭から排出した可燃ごみ、不燃ごみ、危険ごみ及び資源を本市が回収するために一時的に集積する場所であって、豊川市町内会管理ごみ・資源集積場

設置及び管理要綱及び豊川市集合住宅ごみ・資源集積場設置及び管理要綱の規定により、町内会等からの事前協議に基づいて市が設置の決定を行った場所をいう。

なお、集積場の一覧については、豊川市産業環境部清掃事業課にて縦覧することができるものとする。

(2) 収集運搬計画

ア 家庭から排出されるもの

(ア) 可燃ごみ及び不燃ごみ

種類ごとの指定ごみ袋により集積場若しくは市の指定する場所へ排出されたものを本市が収集し、又は排出者が自ら指定搬入先へ持ち込むものとする。

(イ) 危険ごみ

集積場に配付した専用容器若しくは市の指示する方法で指定場所へ排出されたものを本市が収集し、又は排出者が自ら指定搬入先へ持ち込むものとする。

(ウ) 資源

集積場に配付した種類ごとの専用容器若しくは指定された排出方法により集積場及び市の指示する方法で指定場所へ排出されたものを本市が収集し、又は排出者が自ら指定搬入先へ持ち込むものとする。

また、豊川市有価物回収事業補助金交付要綱第3条の規定により市に実施計画書を提出した団体が行う有価物回収事業により、当該団体が資源化事業者へ持ち込むものとする。

(エ) 粗大ごみ

排出者が自ら市の指定する施設に持ち込むもの、又は排出者の希望により本市が有料で戸別収集を行うものとする。ただし、太さや長さなどが本市で処理できる一定のサイズを超えるものについては適正処理困難物とみなし、市の施設では処理しないものとする。

(オ) 家電リサイクル対象品目

販売店に引取義務のあるものにあつては、販売店が回収して指定引取場所へ運搬するものとし、それ以外のものにあつては、排出者が自ら指定引取場所若しくは市の指定する施設へ持ち込む、又は本市の一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者に収集運搬を委任するものとする。

なお、市の指定する施設へ持ち込まれた家電リサイクル対象品目については、市の委託を受けた者の車両で定期的に指定引取場所へ搬入するものとする。

(カ) 小型家電製品

排出者が市の指示する方法で指定場所へ排出されたものを本市が収集し、又は排出者自ら市の指定する施設へ持ち込むものとする。なお、市の指定する施

設へ持ち込んだ場合は、資源として取り扱うものとする。

また、不燃ごみとして市の指定ごみ袋に入れ、集積場に排出することもできるものとする。

(キ) パーソナルコンピュータ

小型家電製品として、市の指示する方法で指定場所へ排出されたものを本市が収集し、又は排出者自ら市の指定する施設へ持ち込むものとする。

また、製造メーカー又は小型家電リサイクル法に基づく認定事業者を持ち込まれた場合は、それぞれのリサイクル法によりリサイクルするものとする。

(ク) 在宅医療廃棄物

在宅医療行為により発生する廃棄物のうち、感染性を有する恐れのあるものについては、本市内において当該在宅医療行為に関係する医療機関を集積場とみなし、当該集積場に集められたものを本市が収集するものとする。

イ 特別の事情による収集運搬委託

一時的に多量の家庭ごみを排出する者については、別に定める委任状兼家庭系一般廃棄物搬入届を用いることにより、本市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者に収集運搬を委託することができるものとする。

また、豊川市あんしん訪問収集実施要綱の規定により、特別の事情により家庭ごみを排出者自らが集積場又は市の指定する場所へ排出することが困難であると本市が認めた者については、本市が戸別収集を行うものとする。

ウ 災害時の対応

本計画の規定にかかわらず、「豊川市地域防災計画（風水害等、地震・津波及び原子力災害対策計画）」及び「豊川市災害廃棄物処理計画」に基づき対応するものとする。

エ 分別形態及び収集頻度

ごみの種類ごとの分別形態及び収集頻度は、別表1のとおりとする。

オ 事業活動に伴って排出されるもの

(ア) 事業系ごみについては、排出事業者が自己運搬によりそれぞれ市の指定する施設若しくは本市が許可する一般廃棄物処分業許可業者の施設に搬入し、又は本市が許可する一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集運搬を委託するものとする。

(イ) 事業系ごみは、集積場に排出することはできないものとする。

カ 一般廃棄物収集運搬業許可業者

本市の一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者の氏名等及びその許可区域は、別表2のとおりとする。

キ 再生利用のための一般廃棄物運搬業の指定

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条第2号に規定する再生利用されることが確実であると認める一般廃棄物は、家電リサイクル対象品目とする。

これらの家電リサイクル対象品目を本市の区域外から本市内に設置された指定引取場所へ運搬する者については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第3項の規定による関係市町からの協議に登載のあった者（別表3）を再生利用のための一般廃棄物の運搬を業として行う者として指定する。

ク 廃棄物の量及び指定搬入先等

計画する廃棄物の量及び指定搬入先は、別表4のとおりとする。

また、本市の区域外から本市内に搬入される一般廃棄物の量等は、別表5のとおりとする。

(3) 中間処理計画

ア ごみ（家電リサイクル対象品目を除く。）は、それぞれ別表6に掲げる施設において中間処理するものとする。

イ 中間処理にあたっては、搬入されたごみの量及び質の管理を行い、施設の処理能力の維持と延命を図るものとする。

ウ 刈草及び剪定枝については、堆肥化及びチップ化を行うことにより、清掃工場における焼却量を削減するものとする。

エ 事業系可燃ごみのうち、一部の紙くず、食品残渣、刈草及び木くず並びに事業系粗大ごみにかかる木くず、布団類及び畳については、当該処分業許可を取得している業者の施設において処理するものとする。

オ 計画する廃棄物量の搬入者別の内訳及び中間処理における処分方法は、別表7のとおりとする。

カ 豊川市廃棄物の減量及び適正処理に関する運用要綱第2条で定める民間の一般廃棄物処理施設については、次のとおりとする。

名 称 指定資源化施設

所在地 豊川市南千両2丁目67番地（加山興業株式会社豊川本社）

(4) 最終処分計画

ア 中間処理後のごみは、別表8に掲げる施設において最終処分するほか、資源として有効利用するものとする。

イ 計画する廃棄物量の搬入者別の内訳及び最終処分における埋立量は、別表9のとおりとする。

(5) 発生・排出管理計画（資源化・減量化計画）

- ア 循環型社会形成推進基本法の趣旨に基づき、分別の徹底を推進し、資源のリサイクルを図るものとする。
- イ 豊川市電動式生ごみ処理機購入補助金交付要綱等の規程により、電動式生ごみ処理機・生ごみ消滅容器の普及を促進し、ごみ減量化に向けた事業を展開するものとする。
- ウ 食品廃棄物（台所から出る野菜くずや食べ残しなどのごみ）の削減に向けた啓発活動を行うものとする。
- エ 一般家庭から発生する不用品の活用を推進するため、豊川市粗大ごみリユース推進事業実施要綱の規定による事業及びリユース市を実施する。
- オ 有価物回収団体に対する実績に応じた補助金の交付を継続し、市民の手によるリサイクルの推進を図るものとする。
- カ 分別収集により回収した資源をリサイクル関係業者、指定法人等に引き渡し、適正かつ確実なリサイクルを推進するものとする。
- キ 家電リサイクル対象品目は、家電リサイクル法に基づく適正なリサイクルを推進し、違法処理及び不法投棄の防止を図るものとする。
- ク 小型家電製品は、市が設置した小型家電回収ボックスにより回収したものと、不燃ごみ及び粗大ごみからピックアップ方式により選別したものを、小型家電リサイクル法に基づく認定事業者へ引き渡しを図るとともに、認定事業者が行う店頭回収等も併用し、適正なリサイクルを推進するものとする。
- ケ 事業系ごみについては、排出者及び一般廃棄物処分業許可業者による資源化を推進し、排出量の減量を図るとともに、適正に排出するよう指導及び啓発を図るものとする。
- コ 粗大ごみのリユース事業を継続し、処分量の抑制を図る。
- サ 愛知県東三河建設事務所及び市が管理する道路、河川、公園等公共施設の維持管理等において発生する冬季の剪定木及び伐採木については、一般木質バイオマス燃料として有効活用することに努め、一般廃棄物としての処分量を抑制する。

(6) 適正処理困難物

豊川市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第 19 条第 1 項に規定する適正処理困難物を別表 10 のとおり指定する。

これらは、同条例第 21 条の規定により、集積場に排出し、又は市の一般廃棄物を処理する施設に搬入することはできないものとする。

(7) 排出禁止物

前述の適正処理困難物のほか、関連法令に処理の規定がある別表 11 の一般廃棄

物については、集積場に排出し、又は市の一般廃棄物を処理する施設に搬入することはできないものとする。

(8) 処理施設の整備

清掃工場については、東三河ごみ焼却施設広域化計画（令和5年3月改定）及び豊川市一般廃棄物処理基本計画（令和2年3月策定）との整合性を図りながら長期的な計画を検討していくものとする。

(9) 廃棄物の適正処理の指導

ア 集積場からのごみ、資源の持ち去りの監視・指導

集積場に排出されたごみ、資源の適正処理を実施するため、豊川市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成5年豊川市条例第36号）第15条第2項の規定に基づき、監視・指導を行う。

イ 清掃工場における搬入物検査

豊川市清掃工場に搬入される事業系一般廃棄物の搬入物検査を行い、産業廃棄物等の混入及び資源化可能なものの資源化推進に係る指導を行う。

(10) 一般廃棄物処理業の許可方針

ア 一般廃棄物収集運搬業

事業系一般廃棄物及び家庭系一般廃棄物の計画排出量並びに既存の一般廃棄物収集運搬業者の収集運搬能力を鑑み、一般廃棄物収集運搬業の新規許可は行わない。

イ 一般廃棄物処分業

市が適正処理困難物として指定する一般廃棄物のうち、再生利用等資源化が可能なものについては、豊川市一般廃棄物処分業の許可基準要綱に基づき一般廃棄物処分業の許可を行う。

別表1 分別形態及び収集頻度

	種別	頻度	収集日	収集区域となる小学校区
ステーション収集	可燃ごみ	週2回	毎週 火・金曜日	中部・金屋・東部・豊・豊川・桜木・牛久保・天王・一宮東部・一宮西部・一宮南部・赤坂・長沢・萩・御津北部・御津南部
			毎週 月・木曜日	桜町・代田・三蔵子・千両・御油・国府・八南・平尾・小坂井東・小坂井西
	不燃ごみ	月2回	毎月第1・3水曜日	中部・金屋・東部・豊・豊川・桜木・牛久保・天王
			毎月第2・4水曜日	桜町・代田・三蔵子・千両・御油・国府・八南・平尾
			毎月第1・3月曜日	一宮東部・一宮西部・一宮南部
			毎月第2・4月曜日	赤坂・長沢・萩
			毎月第1・3木曜日	御津北部・御津南部
			毎月第1・3金曜日	小坂井東・小坂井西
	危険ごみ	月2回 (音羽地区を除く)	毎月第1・3水曜日	中部・金屋・東部・豊・豊川・桜木・牛久保・天王
			毎月第2・4水曜日	桜町・代田・三蔵子・千両・御油・国府・八南・平尾
			毎月第1・3木曜日	一宮東部・一宮西部・一宮南部
			毎月第3木曜日	赤坂・長沢・萩
			毎月第2・4木曜日	御津北部・御津南部
			毎月第2・4金曜日	小坂井東・小坂井西
	資源	週1回	毎週 月曜日	中部・金屋・東部・豊
			毎週 火曜日	桜町・代田・三蔵子・千両
			毎週 水曜日	一宮東部・一宮西部・一宮南部・赤坂・長沢・萩・御津北部・御津南部・小坂井東・小坂井西
			毎週 木曜日	豊川・桜木・牛久保・天王
			毎週 金曜日	御油・国府・八南・平尾
戸別収集	粗大ごみ (申込による)	毎週 火・木曜日	中部・金屋・東部・豊・豊川・桜木・牛久保・天王・一宮東部・一宮西部・一宮南部・小坂井東・小坂井西	
		毎週 水・金曜日	桜町・代田・三蔵子・千両・御油・国府・八南・平尾・赤坂・長沢・萩・御津北部・御津南部	
		原則、家電リサイクル対象品目は家電リサイクル法に基づく引取業者のないものに限る。		

別表2 豊川市一般廃棄物（ごみ）収集運搬業許可業者

許可を受けた者の氏名	事業所の所在地	許可区域				取扱品目	
		全域	旧豊川	旧小坂井	その他	事業系	家庭系
加山興業株式会社	豊川市南千両2丁目67番地	○				○	○
株式会社駒崎商店	豊川市蔵子1丁目8番地1		○			○	
日本ロード・メンテナンス株式会社	豊田市渡刈町下糟目146番地				○	○	
株式会社明輝クリーナー	豊橋市若松町字中山101番地の34	○				○	○
成和环境株式会社	豊橋市東幸町字東明5番地	○				○	○
株式会社トヨジン	豊橋市石巻本町字高嶋53番地の1	○				○	○
有限会社マイニチ	豊川市白鳥町米田9番地7	○				○	○
有限会社セイブ衛生	豊川市御津町豊沢蔵下8番地の1		○			○	
豊川環境事業協同組合	豊川市大崎町宮之坪51番地		○			○	
有限会社清水商店	豊川市穂ノ原3丁目14番地16	○				○	○
豊川宝飯リサイクル組合	豊川市六角町橋ノ本41番地	○				○	○
株式会社山治紙業	豊川市伊奈町並松167番地	○				○	
有限会社嶋田重機興業	豊川市大木町下縄手111番地		○			○	○
株式会社御津クリーナー	豊川市御津町御馬長床127番地	○				○	
有限会社伊藤商事	豊川市千両町糸宅11番地	○				○	
月山 貴洋（月山商店）	豊川市伊奈町佐脇原415番地303			○		○	
前芝建材株式会社	豊橋市前芝町字山内53番地の1			○		○	
株式会社MARUKO	豊橋市神ノ輪町20番地の2			○		○	○
株式会社ビソー環境	蒲郡市浜町81番地			○		○	○
株式会社カイトック	豊橋市西幸町字東脇211番地の10			○		○	○

備考

- 1 「旧豊川」とは、平成22年2月1日前の豊川市の区域（伊奈町、小坂井町、篠東町、宿町、平井町及び美園を除く区域）をいう。
- 2 「旧小坂井」とは、伊奈町、小坂井町、篠東町、宿町、平井町及び美園（平成22年2月1日前の宝飯郡小坂井町の区域）をいう。
- 3 「その他」とは、収集及び運搬を行う区域の特殊性から特に定める区域をいう。

別表3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条第2号に規定する再生利用のための一般廃棄物運搬業の指定

指定する者の氏名	指定する者の住所（所在地）	排出元の市町村名
株式会社トヨジン 代表取締役 鈴木 絹枝	豊橋市石巻本町字高嶋 53 番地の 1	豊橋市、田原市
株式会社明輝クリーナー 代表取締役 小島 孝信	豊橋市若松町字中山 101 番地の 34	豊橋市、蒲郡市、田原市
成和环境株式会社 代表取締役 豊田 能史	豊橋市東幸町字東明 5 番地	豊橋市、田原市
有限会社 マルイ紙業 代表取締役 氏原 憲志	豊橋市神野新田町字タノ割 38-3	豊橋市
中日金属工業 株式会社 代表取締役 船瀬 大輔	豊橋市大崎町字笠松 88-1	豊橋市
豊橋市栄産業有限会社 代表取締役 夏山 文宏	豊橋市三弥町字元屋敷 54-1	豊橋市
サンエイ 株式会社 代表取締役 川瀬 廣正	豊橋市若松町字若松 948	豊橋市
株式会社ビソー環境 代表取締役 金海 慶太郎	蒲郡市浜町 80 番地	蒲郡市
有限会社イワタ興業 代表取締役 岩田 大介	田原市石神町沖田 12 番地	田原市
株式会社河上澄夫商店 代表取締役 河上 貴夫	豊田市常磐町二丁目 55 番地	田原市
アールグリーン環境 山田 清隆	田原市浦町山家 42 番地	田原市
身障者環境有限会社 代表取締役 渡邊 員之	田原市野田町栗喰 8 番地	田原市
有限会社あさひ 代表取締役 富田 勝市	田原市野田町田尻 85 番地	田原市
エイト環境有限会社 代表取締役 鈴木 利和	田原市神戸町北山 25 番地 1	田原市
株式会社宝環器センター 代表取締役 萩原 孝光	田原市高木町羽広 62 番地	田原市
株式会社ごみっこ 代表取締役 伊奈 三夫	田原市田原町北荒井 21 番地の 9	田原市
有限会社ベリースマイルコーポレーション 代表取締役 儀間 郁夫	豊橋市植田町車塚 101 番地	田原市
株式会社富田組 代表取締役 富田 雅則	田原市大久保町黒河 22 番地の 640	田原市
株式会社コンドーリサイクル 代表取締役 河合 優毅	田原市神戸町大坪 133 番地 1	田原市
おそうじ本舗田原店 牧原 久士	田原市赤石三丁目 1 番地 2-301	田原市
株式会社加藤土木解体 代表取締役 加藤 高志	田原市仁崎町浜辺 4 番地	田原市
株式会社環境むかい 代表取締役 遠山 大樹	北設楽郡設楽町川向字向山 6 番地 2	設楽町

別表4 一般廃棄物の量及び指定搬入先等

種類		区分	収集運搬等	廃棄物の量 (t)	収集又は 排出区域	収集方法	廃棄物の指定搬入先	
家庭ごみ	可燃ごみ (在宅医療廃棄物を含む)	収集	収集運搬等	36,776	市内一円	ステーション回収	豊川市清掃工場	
				13		訪問収集		
		持込み 許可業者	294	—				
	不燃ごみ (小型家電リサイクル対象 品目を含む)	収集	収集運搬等	983		ステーション回収	豊川市資源化施設 豊川市一般廃棄物三月田最終処分場	
				1		訪問収集		
		持込み 許可業者	61	—				
	資源	紙類	収集	収集運搬等		5,047	ステーション回収	豊川市資源化施設 豊川市処理センター 委託業者 豊川市一般廃棄物三月田最終処分場
		古着・タオル類				212		
		金属・カン類				560		
		ビン類				1,046		
		ペットボトル				642		
		白色トレイ				21		
		廃食用油				12		
	資源 (ステーション回収を除く)	収集	1	訪問収集				
	持込み 許可業者	1	—					
	刈草・剪定枝	持込み	170	—		豊川市資源化施設		
	危険ごみ	収集	収集運搬等	119		ステーション回収	豊川市処理センター 豊川市一般廃棄物三月田最終処分場	
				1		訪問収集		
		持込み 許可業者	1	—				
	粗大ごみ (家電リサイクル対象品目を除く) (小型家電リサイクル対象 品目を含む)	収集	25	戸別収集		豊川市処理センター		
持込み 許可業者		2,870	—					
その他(プラスチック等)	持込み	36	—	一般廃棄物処分業許可業者				
集団回収	持込み	727	—	資源化事業者				
家電リサイクル法 対象品目	収集	5	戸別収集	豊川市処理センター 一時保管後、市の委託を受け た者が指定引取場所へ運搬				
	持込み	23	—					
	許可業者		戸別収集	日通東愛知運輸(株)本社営業所 岡山市貨物運送(株)豊川営業所 (指定引取場所)				

事業系ごみ	可燃ごみ	許可業者	10,407	市内一円	—	豊川市清掃工場
		持込み	4,417		—	
	可燃ごみ (一部の紙くず、刈草及び木くず)	持込み	116		—	一般廃棄物処分業許可業者 (業者により資源化)
		許可業者	(116)			
	可燃ごみ (食品残渣)	持込み	1		—	一般廃棄物処分業許可業者 (業者により資源化)
		許可業者	(1)			
	不燃ごみ	持込み (公共等)	10		—	豊川市一般廃棄物三月田最終処分場
	刈草・剪定枝	持込み	1,189		—	豊川市資源化施設
	粗大ごみ (布団類及び畳)	持込み	27		—	一般廃棄物処分業許可業者 (破砕後、資源化又は清掃工場へ)
			(27)			
粗大ごみ(上記以外)	持込み	11	—	指定資源化施設(委託業者)		
食品残さ		35	生活協同組合 ユープ あいち 株式会社 ヤマナカ	—	※大府市で区域外処分 オオブユニティ㈱ リサイ クルプラント横根工場	
ばいじん		[1,780]	清掃工場	—	※武豊町、三重県伊賀 市で区域外処分 (公財)愛知臨海環境 整備センター 三重中央開発株式会社	
合 計		65,860 (144)				

備考

- 1 ()内の数字は、許可業者による独自資源化分で内数とする。
- 2 区域外処分とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第9項に基づき市の区域外に搬出し処理することをいう。
- 3 []内の数字は焼却処理後のばいじんのため、可燃ごみの再掲分として扱い合計に含めないものとする。

別表5 本市の区域外から搬入される一般廃棄物の量等

種類	区分	収集運搬等	廃棄物の量 (t)	排出区域	廃棄物の指定搬入先
家電リサイクル法 対象品目		豊橋市自らが運搬 及び豊橋市の一般 廃棄物収集運搬業 の許可を受けた者	43	豊橋市内	日通東愛知運輸(株) 本社営業所 岡山県貨物運送(株) 豊川営業所 (指定引取場所)
		蒲郡市の一般廃棄物 収集運搬業の許可 を受けた者	140	蒲郡市内	
		新城市	5	新城市内	
		田原市自らが運搬 及び田原市の一般 廃棄物収集運搬業 の許可を受けた者	13	田原市内	
		設楽町の一般廃棄物 収集運搬業の許可 を受けた者	3	設楽町内	
廃プラスチック類		北設広域事務組合 が委託した者	45	北設広域 事務組合 の区域内	加山興業株式会社 (破碎、押出成形により資源化)
粗大ごみ (木くず、繊維くず、畳)		北設広域事務組合 が委託した者	106	北設広域 事務組合 の区域内	加山興業株式会社 (破碎、押出成形により資源化)
合 計			355		

備考

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第3項の規定により関係市町より協議のあった廃棄物の処理予定数量については、小数第1位で四捨五入し整数とした。

別表6 中間処理施設

施設名	所在地	施設区分	形式	公称能力
豊川市清掃工場	豊川市平尾町親坂 50 番地	焼却・熔融	全連続燃焼ストーカー式焼却炉及びシャフト炉式ガス化熔融炉	67t/日(24h)×2 65t/日(24h)×2 計 264t/日(24h)
豊川市資源化施設	豊川市長草町美佐々木 28 番地 1	堆肥化・選別・破碎	堆肥化	16.0t/日(8h)
			不燃ごみ選別	6.0t/日(8h)
			資源(缶・ビン)選別	7.4t/日(8h)
豊川市処理センター	豊川市千両町上西ノ谷 53 番地の 60	破碎・選別・梱包	ペットボトル圧縮梱包	6.40t/日(8h)
			蛍光管破碎処理	0.96t/日(8h)
			トレー減容	0.48t/日(8h)
加山興業株式会社	豊川市千両町数谷原 662 番地 1 他 5 筆	破碎・選別 押出成形	粗大ごみ(木類)破碎・選別	1,108.08t/日(24h)
			事業系可燃ごみ(刈草及び木くず)及び事業系粗大ごみ(木くず、布団類、畳)破碎・押出成形	押出成形 202.56t/日(24h) 破碎 705.84t/日(24h) 破碎 306.69t/日(16h) 破碎 125.52 t/日(24h)
			事業系粗大ごみ(木くず、畳)破碎機	木くず 4.56t/日(8h) 畳 2.72t/日(8h)
			事業系可燃ごみ(紙くず)破碎機	4.08t/日(8h)
有限会社清水商店	豊川市穂ノ原 3 丁目 14 番地 16	破碎	事業系粗大ごみ(木くず、畳)破碎機	木くず 4.56t/日(8h) 畳 2.72t/日(8h)
株式会社山治紙業	豊川市伊奈町並松 167 番地	破碎	事業系可燃ごみ(紙くず)破碎機	4.08t/日(8h)
有限会社環境テクニス	豊川市白鳥町山桃 5 番 1	破碎	事業系可燃ごみ(食品残さ)破碎機	4.0t/日(8h)

別表7 搬入者別の内訳量及び処分方法

搬入者	内訳量 (t)	処分方法	
収集	45,464	焼却 資源化	51,907 9,831(144)
一般持込	9,954 (144)	破碎、選別	4,069 ⇒ 焼却 2,482 資源化 1,140
許可業者	10,407	直接埋立	18 埋立 447
区域外処理	35 [1,780]	資源(堆肥化) 埋立	35 (大府市内で処理) 1,780 (公財)愛知臨海環境整備センター、三重中央開発株式会社で処理
合計	65,860 (144)		

備考

- 1 ()内の数字は、許可業者による独自資源化分で内数とする。
- 2 区域外処分とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第9項に基づき市の区域外に搬出し処理することをいう。
- 3 []内の数字は焼却処理後のばいじんのため合計に含めないものとする。

別表8 最終処分場

(容量には覆土分を含む。)

施設名	所在地	埋立面積 (㎡)	埋立容量 (㎡)	残余容量 (㎡)
豊川市一般廃棄物 深田最終処分場	豊川市千両町 深田31番地1	15,800	80,000	8,360
豊川市一般廃棄物 三月田最終処分場	豊川市千両町 三月田61番地1	19,000	105,000	66,236
豊川市一般廃棄物 金野最終処分場	豊川市御津町 金野籠田30番地	2,500	9,102	3,216

残余容量は令和6年2月末現在

別表 9 搬入者別の内訳量及び埋立量

搬入者	内訳量 (t)	埋立容量 (m ³)	埋立場所	埋立方法
豊川市 (不燃ごみ選別残渣)	527	1,054	豊川市一般廃棄物 深田最終処分場 三月田最終処分場 金野最終処分場	サンドイッチ工法 又はセル・サンドイ ッチ工法
豊川市 (資源選別残渣)	28	57		
豊川市 (清掃工場焼却残渣)	1,780	1,780	公益財団法人愛知臨海 環境整備センター 衣浦港 3 号地廃棄物最終 処分場 (知多郡武豊町) 三重中央開発株式会社 7 期埋立処分場 (三重県 伊賀市)	薄層埋立工法 片押工法 又はサンドイッチ工 法

別表 10 適正処理困難物

区分	対象となる一般廃棄物 (例)	処分先
有毒性のあるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・薬品類 (農薬、劇薬) ・毒物 	対象製品の製造、販売、修理等を行う者であって、これらの販売等に伴い、同種の使用済み製品を引き取ることができる者及び市内においてこれらの使用済み製品を再利用、再生利用又は適正に処理する施設、能力を有する者並びに一般廃棄物処分量の許可を有する者
危険性のあるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・廃酸、廃アルカリ ・塗料 ・プロパンガスボンベ ・消火器 	
引火性のあるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・廃油 ・火薬 	
著しく悪臭を発するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・腐敗性の液状廃棄物 ・汚泥 	
その有する性質により市が行う一般廃棄物の処理を著しく困難にし、又は市の一般廃棄物の処理する施設の機能に支障が生じるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車、オートバイ及びその部品 ・タイヤ、ホイール (自動車及びオートバイ用) ・バッテリー (車両用) ・船舶 ・農業用機械 ・FRP製品 ・業務用電化製品 ・ピアノ ・耐火金庫 ・建築廃材、構造物解体廃棄物 ・コンクリート製品 ・レンガ ・石膏ボード ・大型木材 (太さ 30cm を超えるもの) ・庭石、石塔、石柱、その他石製品 ・農業用ビニール ・特別管理一般廃棄物 	

別表 1 1 排出禁止物

区分	対象となる一般廃棄物の種類	処分先
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の9の規定による一般廃棄物広域的処理認定を受けた者が処理するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃二輪自動車 ・ 廃FRP船 ・ 廃火薬類 ・ 廃消火器 ・ 廃密閉型蓄電池 	当該製品の製造、加工、販売等の事業を行う者（製造事業者等）であって、一般廃棄物広域的処理認定を受けた者

2 一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥）

(1) 収集運搬計画

ア し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬は、本市が許可する表1に掲げる業者により行うものとする。

表 1 豊川市一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥）収集運搬業許可業者

業者名	所在地
株式会社コヤマ	豊川市諏訪2丁目299番地
有限会社豊川東部衛生社	豊川市東新町16番地の2
有限会社豊川清掃舎	豊川市八幡町野路95番地
有限会社日本興業	豊川市牛久保町天王下45番地
有限会社セイブ衛生	豊川市御津町豊沢蔵下8番地1
株式会社宝環器センター	田原市高木町羽広62番地
有限会社小坂井衛生社	豊川市小坂井町北浦1番地

イ 計画する廃棄物の量及び指定搬入先は、表2のとおりとする。

表 2 廃棄物の量及び搬入先等

区分 種類	収集運搬	廃棄物の量 (kℓ)	収集区域	収集回数	廃棄物の搬入先
し尿	許可業者	893	市内一円	月1回又は申込の都度	豊川市処理場
浄化槽汚泥	許可業者	18,232	市内一円	浄化槽法(昭和58年法律第43号)に基づく清掃の都度	

備考

浄化槽汚泥には、農業集落排水処理施設からの汚泥を含む。

(2) 中間処理計画

ア し尿及び浄化槽汚泥は、表3に掲げる施設に搬入する。

表3 し尿・浄化槽汚泥下水道投入施設

施設名	所在地	形式	公称能力
豊川市処理場	豊川市堺町2丁目43番地	前処理+前脱水方式+下水道放流方式	73 kℓ/日

- イ 前処理後の分離液（脱水ろ液）は希釈の上、公共下水道に放流するものとする。
 ウ 前処理により発生する処理残渣の量及び処分方法等は、表4のとおりとする。

表4 搬入量及び処理残渣の量、処分方法

搬入者	搬入量	処理残渣量	処分方法	処分先
許可業者	19,124 kℓ	676 t (脱水汚泥)	焼却（熔融）	豊川市清掃工場

(3) 処理施設の整備

豊川市処理場長寿命化総合計画に基づいて機器の整備を行い、施設の延命化等を図る。

(4) 一般廃棄物収集運搬業の許可方針

し尿及び浄化槽汚泥の計画排出量並びに既存の一般廃棄物収集運搬業者の収集運搬能力を鑑み、一般廃棄物収集運搬業の新規許可は行わない。